訪問（予防）リハビリテーション　介護老人保健施設　菜の花　運営規程

第１条　医療法人社団　幹人会が開設する介護老人保健施設　菜の花（以下「事業所」という）が実施する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第２条　要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第３条　事業所の従事者は、要介護者等が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

２　指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。

３　指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称及び所在地）

第４条　名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　：　介護老人保健施設　菜の花

（２）所在地　：　東京都西多摩郡瑞穂町殿ヶ谷 454

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第５条　指定訪問リハビリテーション等の従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

（１）管理者　　１名

管理者は、指定訪問リハビリテーション等の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

（２）従業者の職種及び員数

理学療法士　　3　名

作業療法士　　1　名

言語聴覚士　　0　名

従業者は、利用者に交付した訪問リハビリテーション計画に基づき、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供する。

（営業日及び営業時間）

第６条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日：月曜日から土曜日までとする。

但し、国民の祝日及び１２月３０日から１月３日までを除く。

（２）営業時間：午前９時から午後５時３０分までとする。

（利用料等その他の費用の額）

第７条　指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスである時は、その額の１割～３割とする。

２　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、福生市、羽村市、瑞穂町、武蔵村山市とする。

（相談・苦情処理）

第９条　当事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定訪問リハビリテーション等に係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

２　当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から２年間保存する。

（事故発生時の対応）

第 10 条　当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

２　当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から２年間保存する。

３　当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第 11 条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

（１）　虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について,従業者に十分に周知する。

（２）　虐待の防止のための指針を整備する。

（３）　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

（４）　前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（身体拘束の防止のための措置に関する事項）

第 12 条　事業所は、原則として利用者に対し、身体拘束を廃止する。ただし、当該利用者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

２　施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

（１）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

（２）　身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

（３）　従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（ＢＣＰ：業務継続計画の策定等について）

第 13 条　当事業所は、災害やパンデミックが発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される BCP を運用します。

（感染症発生時の対応について）

第 14 条　当事業所は、衛生管理及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、感染症が発生しないよう、又はまん延しないよう必要な措置を講じます。

（その他運営に関する重要事項）

第 14 条　当事業所は、従業者の資質向上を図るため、次に掲げる研修の機会を設け、業務体制を整備する。

（１）採用時研修　採用後　１週間以内

（２）継続研修　　年　１２回

２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団　幹人会または介護老人保健施設　菜の花が定めるものとする。

附　則

この規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

平成 29 年 4 月 1 日改訂

令和 3 年 4 月 1 日改訂

令和 6 年 4 月 1 日改訂